

北海道生涯学習推進本部設置規程（平成2年6月28日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第1号）

（設置）

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進及びその普及を図るため、北海道生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）生涯学習に関する基本的方策に関すること。
- （2）生涯学習の推進に係る総合的な連絡調整に関すること。
- （3）その他生涯学習に関し必要と認めること。

（組織）

第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、知事の指名する副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道警察本部長をもって充てる。

4 本部員は、知事の事務部局の部長、北海道教育庁教育部長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指定する順序により、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

（幹事）

第6条 本部に幹事を置く。

2 幹事は、知事の事務部局、北海道教育庁及び北海道警察本部の関係課長（課長相当職を含む。）のうちから本部長の指定する者をもって充てる。

3 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。

4 幹事会の会議は、本部長が招集し、本部長の指名する幹事が主宰する。

（本部の庶務）

第7条 本部の庶務は、北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課において処理する。

（本部の運営に関する必要事項）

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成2年6月30日から施行する。

附 則（平成8年2月9日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成8年2月9日から施行する。

附 則（平成9年5月31日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月31日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令・教育委員会訓令・警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。